第二号様式中「すべて」を「全て」に、

「2　検査の結果、上記の条約第Ⅰ章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第Ⅱ－1章及び第Ⅱ－2章の関係規定（消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。）に適合していることが明らかとなったこと。

That the survey showed that the condition of the structure, machinery and equipment as defined in the above regulation was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapters Ⅱ—1 and Ⅱ—2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans).」

を

「2　検査の結果、次のことが明らかになったこと。

That the survey showed that :

.1　上記の条約第Ⅰ章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第Ⅱ－1章及び第Ⅱ－2章の関係規定（消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。）に適合していること。

the condition of the structure, machinery and equipment as defined in the above regulation was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapters Ⅱ—1 and Ⅱ—2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans) ; and

.2　この船舶が上記の条約第Ⅱ－1章G部に適合し、燃料として＿＿＿＿を用いている／適合していないこと。

the ship complied with part G of chapter Ⅱ—1 of the Convention using ＿＿＿＿ as fuel／N.A.」

に、

改める。

第五号様式中

「2.2　最近の二回の船底の外部の検査が＿＿＿＿及び＿＿＿＿に行われたこと。

（日）　（日）」

を

「2.2　この船舶が上記の条約第Ⅱ－1章G部に適合し、燃料として＿＿＿＿を用いている／適合していないこと。

the ship complied with part G of chapter Ⅱ—1 of the Convention using ＿＿＿＿ as fuel／N.A.

に、

2.3　最近の二回の船底の外部の検査が＿＿＿＿及び＿＿＿＿に行われたこと。

（日）　（日）」

「2.3　この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。」を「2.4　この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。」に、「2.4　救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。」を「2.5　救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。」に、「2.5　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。」を「2.6　この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。」に、「2.6　この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。」を「2.7　この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。」に、「2.7　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。」を「2.8　救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。」に、「2.12」を「2.13」に、「2.11」を「2.12」に、「2.10」を「2.11」に、「2.9」を「2.10」に、「2.8」を「2.9」に改める。

（船舶防火構造規則の一部改正）

第五条　船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項中「をいう。」の下に「又は低引火点燃料船（同令第百条の二に規定する低引火点燃料船をいう。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十九年七月一日前に建造に着手されたもの）であって平成三十三年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第一条の規定による改正後の船舶機関規則、第二条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則、第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の船舶であって、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第三条　第四条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全構造証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全構造証書及び貨物船安全証書とみなす。